



くらしすと

「くらしすと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。



服部越瓜 (はっとりしろり)
原産地：高槻市
発祥時期：江戸時代
収穫時期：7～8月

詳しくは3ページ下欄参照

消費者ホットライン

0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを!

お住まいの市町村等の
消費生活相談窓口を
ご案内します



知って安心! 暮らしの情報	2
おおさかでエコな生活をしよう!!	
トラブル PICK UP	3
結婚相手紹介サービスの解約	
おしらせ	4
イベント情報	

くらしのトピックス

■ 有料老人ホームをめぐる消費者トラブルが増加!

全国の消費生活センターで有料老人ホームに関する相談が増加。相談内容は「解約・契約」に関するものが全体の約8割を占め、中でも退去時や解約時の返金・精算に関するものが目立っている。契約する前には入居一時金などの費用について十分説明を受け確認することや、見学や体験入居を行い、サービス内容などの確認と比較検討を十分に行うことが必要。また、契約書や関係書類は事前に入手し、入居後は退去するまで保管を。

■ 「テレビのデジタル化工事」を装った詐欺に注意!

総務省や公的機関などと称して、地上デジタル放送受信のための不当な費用請求や勧誘を受けたなどの情報が、総務省や関係機関に寄せられている。国の関係機関が地上デジタルテレビ放送の受信のための工事の案内を行ったり、工事を受け付けたりすることはなく、またその費用を請求することはない。地上デジタルテレビ放送の受信に関して、疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合は、すぐに支払わず、総務省地デジコールセンターや近くの警察署、消費生活相談窓口などへ相談を。

■ 「消費者行政・食品安全の総合案内」ホームページ開設

消費者庁、消費者委員会および食品安全委員会は、消費者・生活者が主役となる安全・安心社会の実現に向け、密接な連携をとりながら、さまざまな情報を提供していくために、消費者行政・食品安全に関するウェブ上の総合案内窓口となるホームページを開設した。

「消費者行政・食品安全の総合案内」：<http://www.anzen.go.jp/>

おおさかで エコな生活を しよう!!



循環型社会を実現するために

わが国の環境を守るために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方を見直し、環境に優しい循環型社会をめざして、2001年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。

※循環型社会の形成に関係する法律には、「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「建設リサイクル法」「自動車リサイクル法」「グリーン購入法」などがあります。

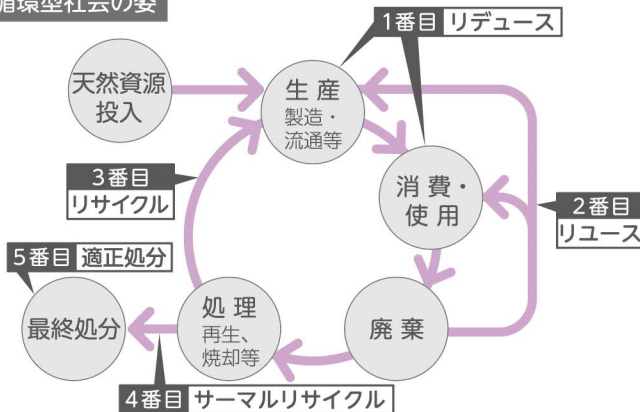
循環型社会は3Rから

●循環のためには

- 1番目 **リデュース** (ごみの発生を抑制する)
- 2番目 **リユース** (不要となったものを再使用する)
- 3番目 **リサイクル** (原材料として再利用する)
- 4番目 **サーマルリサイクル**
(廃棄物から熱を回収して利用)
- 5番目 **適正処分** (埋め立てなどの最終処分)

が求められる。

循環型社会の姿

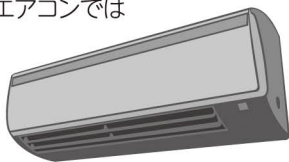


家庭でできる節電・省エネ対策

家庭の中で特に電気消費量が多いのは、エアコン・冷蔵庫・照明・テレビの4つです。

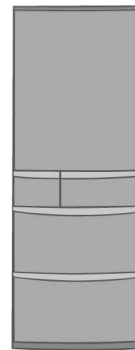
エアコン

- ・冷房時の室温は28℃を目安にしましょう
冷房時の温度設定を1℃高くすると約13%の消費電力の削減になります。
- ・タイマーを上手に使い、不在のときはこまめにスイッチを切りましょう
また長期間使わないときはプラグを抜きましょう。
- ・扇風機を併用すれば、夏は風が体にあたると涼しく感じ、冷えた空気を循環させることができます
- ・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカットしましょう
- ・エアコンのフィルターを掃除しましょう(月2回程度)
フィルターが目詰まりしているエアコンでは冷房の効果が下がり、無駄な電気を使います。
冷房時で約4%の消費電力の削減になります。



冷蔵庫

- ・開けている時間を短くし、余分な開閉はやめましょう
また、設定温度はできるだけ「弱」に設定しましょう。
- ・物を詰め込みすぎないようにしましょう
冷気の流れが悪くなり、冷蔵庫内が均一に冷えなくなります。冷蔵庫の中を整理しましょう。
ずいぶん前の食べ残しや常温保存できるものが入っていないかチェックしましょう。
- ・熱いものは冷ましてから入れましょう
- ・冷蔵庫の周囲には適度なすき間を空けましょう
冷蔵庫の周囲が壁などに接していると効率よく放熱できません。



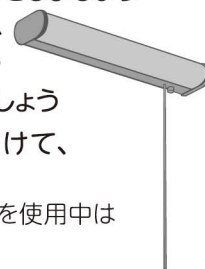
テレビ

- ・テレビを見ないときは消しましょう
(消す時は主電源をOFFに、ゲームが終わったらテレビもOFFに)
- ・画面は明るすぎないようにしましょう



照明

- ・キッチンなどの汚れやすい場所の器具は、こまめに手入れをしましょう
ランプやかさが汚れると、明るさは極端に低下します。
- ・必要のないあかりはこまめに消しましょう
- ・壁スイッチの電源を切る習慣をつけて、待機消費電力を削減しましょう
リモコン機能(点灯・消光・調光など)を使用中は約1Wの電気を消費しています。



出典：環境省「家庭でできる節電アクション」http://www.env.go.jp/jishin/setsuden_7points/home/
このほかにも具体的な節電方法が載っています。

トラブルPICK UP

結婚相手紹介サービスの解約



トラブル事例

1週間前に、結婚相手紹介サービスに入会した。契約期間は半年で、入会費は9万7000円。それとは別に月会費として毎月1万2000円を払うことになっている。しかし自分の希望しているサービスが受けられるのか不安になってきたので、解約したい。契約書面には、いつでも解約できると書かれている。

アドバイス

結婚相手紹介サービスは、契約期間が2カ月を超え金額が5万円を超えるものであれば「特定継続的役務提供」として、特定商取引法で規制されています。この事例の場合も規制の対象になり、契約書面を受け取った日を含め8日間は、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。今回のケースでは相談者に対しクーリング・オフの方法を助言しました。

しかし、クーリング・オフができる期間（8日間）を過ぎていても、消費者は中途解約をすることができます。結婚相手紹介サービスについては、中途解約時の解約手数料の上限は、サービスの提供を受ける前は「3万円」、サービス提供後は「支払った契約金額のうち、まだサービスの提供を受けていない分の20%または2万円のいずれか低い額」と規定されています。事業者は消費者に、提供済みのサービス料金に解約手数料を加算した額を超えて請求することはできません。

また、事業者が特定商取引法で定められた書面を交付していなかったり、クーリング・オフ妨害などをした場合は、8日間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。

結婚相手紹介サービスに関するトラブルは後を絶ちません。結婚相手紹介サービスに入会しても、希望する相手が見つかるとは限りません。広告から受けるイメージを過度に信用し、一方的に期待しすぎることは禁物です。

このようなトラブルにあわないためには・・・

1

契約内容を理解すること

サービスの内容や仕組み、料金体系を十分に理解し、納得してから契約しましょう。

2

確認作業を怠らない

中途解約時の規定についても確認しましょう。

3

法定書面を受け取る

必ず、法律で定められた書面を受け取りましょう。

4

困ったときは相談しましょう

困ったときは、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

伝統野菜

今月の伝統野菜

服部越瓜 はっとりしろうり



高槻市の塚脇地区で江戸時代から栽培されている。果実は淡緑白色で淡く白い縞があり、30cm程度まで大きくなる。かす漬けにすると食感がよく、現在でも「富田漬」などの名称で販売されている。平成21年度には「大阪産（もん）」として、加工業者が商品にロゴマークを添付して販売するなど、知名度アップに努めている。

簡単レシピ

服部越瓜の味噌漬

〈材料〉
服部しろうり …………… 1本
〔味噌床〕
・味噌 …… 適量 ・みりん …… 適宜

- ① 市販の味噌にみりんをお好みで加え、少しやわらかくなるまで混ぜて練って味噌床を作ります。
- ② うりの皮をトラ柄にむいて縦半分に切って種とワタを取ります。
- ③ ②をきれいに洗い、①に3時間ほど漬け込むとできあがり。

夏休みキッズ体験講座

- 場 所** 大阪市消費者センター実習室
(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)
【最寄駅】ニュートラム「トレードセンター前」駅
- 対 象** 大阪府内在住小学4年生～6年生とその保護者
かならず保護者と一緒にお申し込みください。
原則として対象者以外は入室できません。
- 定 員** 各18組36人 (申し込み多数の場合は抽選)
- 締切日** 6月30日(木)
- 一時保育** 定員7人・無料
(要事前申し込み 対象は、2歳以上小学3年生まで)

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会ホームページ <http://kanshokyo.jp/> または TEL : 06-6613-1030

主催：大阪府消費生活センター・大阪市消費者センター 企画・運営：(財)関西消費者協会

	日 時	テーマ
第1回	7月21日(木) 13:30～15:00	ようこそ カピワールドへ ～顕微鏡でカピの世界をのぞいてみよう～
第2回	7月22日(金) 13:30～15:00	遺伝子の世界をのぞいてみよう ～ブロッコリーからDNAを取り出そう～
第3回	7月25日(月) 13:30～15:00	乾電池のしくみを知ろう ～自分で乾電池を作ってみよう～
第4回	7月26日(火) 13:30～15:00	太陽のエネルギーはすごい!! ～太陽の光でオルゴールを鳴らそう!～
第5回	7月29日(金) 13:30～15:00	革の不思議 ～レザーでハンドメイドしてみよう～



大阪市

食の安全・安心講座

- テーマ** 上手な食品の買い方・保存方法
～身体にも財布にもやさしい生活～
- 日 時** 6月29日(水) 14:00～16:00
- 場 所** 大阪市中央公会堂 大会議室
【住 所】北区中之島1-1-27
【最寄駅】地下鉄「淀屋橋」駅、「北浜」駅
京阪「淀屋橋」駅、「北浜」駅、「なにわ橋」駅
- 締切日** 6月22日(水)

くらしの達人! わんデー講座

- テーマ** 家庭でできる省エネ対策
～身近で手軽なことから始めましょう～
- 日 時** 7月21日(木) 14:00～15:30
- 場 所** 総合生涯学習センター 第1研修室
【住 所】北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階
【最寄駅】地下鉄「梅田」駅、「西梅田」駅、「東梅田」駅
JR「大阪」駅、「北新地」駅、阪神・阪急「梅田」駅
- 締切日** 7月14日(木)

上記2つの講座について

- 対 象** 大阪市内在住・在勤・在学の方
- 定 員** 各70人 (申し込み多数の場合は抽選)
- 申し込み方法** 電話、大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)
- その他** 一時保育はありません。
- 申し込み・問い合わせ先**
大阪市消費者センター
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

●大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6614-0999
毎日10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ
<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



大阪府

くらしのナビゲーターによる 高齢者向け消費者問題ミニ講座 撃退! 悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに、「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

テーマ 高齢者に被害の多い悪質商法と対策など

- 時 間** 30分～1時間
- 定 員** 1回10人～50人まで
- その他** 土・日・祝日・夜間も派遣します。(年末・年始は除きます)
※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先
(財)関西消費者協会 TEL : 06-6945-1100

メールマガジン 大阪府消費生活センター便り
～被害にあわないための最新情報教えます～

消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止のために「今」寄せられている消費生活相談の内容や悪質商法トラブル、消費生活に関わるイベントなどを定期的に配信します。

ホームページからご登録ください

大阪府消費生活センター便り

申し込み・問い合わせ先
大阪府消費生活センター TEL : 06-6945-0711

●生活情報ぷらざ(大阪府消費生活センター)

地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

消費生活相談 ☎06-6945-0999
月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 ウェブサイトからメール相談にアクセスしてください。
(年末年始、土・日・祝日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談 (年末年始除く 10:00～16:00)

■土曜/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜/06-6203-7650 社団法人 全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>